

徳島県震災対策推進条例(仮称)素案の概要  
～「東海・東南海・南海」三連動地震・中央構造線活断層地震への対応～

県民の生命・身体を守る災害に強い地域社会の実現

- ① 「自助・共助・公助」の役割分担の明確化・各主体相互の連携・協働の促進  
② 東日本大震災から得た教訓を踏まえ、「防災」の概念に「減災」の視点を加えた、より実効性のある具体的な対策の推進

総則

目的(1)・用語の定義(2)  
基本理念(3)

県民の役割(4)・災害ボランティアの役割(5)・自主防災組織の役割(6)  
学校等の役割(7)・事業者の役割(8)・市町村の役割(9)・県の責務(10)

県民憲章(11)・徳島県防災を考える日(仮称)等(12)  
顕彰制度(13)

災害予防対策

防災知識の習得等(14)・建築物等の安全性の確保(15)  
生活物資の備蓄等(16)・自主防災組織及び消防団等への参加(17)  
災害時要援護者からの情報提供(18)

防災意識の啓発等(19)・災害関連情報等の確認(20)・物資等の備蓄等(21)  
災害時要援護者の支援等(22)・避難勧告等への対応の準備(23)

防災教育の実施等(24)・地域との協働(25)・学校等の耐震化の推進等(26)

事業所内の安全の確保等(27)・物資等の備蓄等(28)・防災教育の実施等(29)  
地域への協力(30)・建築物等の安全性の確保(31)  
活断層に対する土地利用の適正化等(32)

防災教育、人材育成及び防災訓練の実施等(33)・防災情報の提供等(34)  
情報伝達体制の整備(35)・行政機能喪失・低下への対応(36)  
自主防災組織への支援及び消防団等の充実(37)・避難計画の策定等(38)  
応急仮設住宅等の確保(39)・災害時要援護者の支援体制の整備(40)  
医療救護体制の整備等(41)・物資等の備蓄等(42)  
他の地方公共団体との協定締結(43)・公衆衛生の確保のための体制整備(44)  
防火及び防火体制の強化(45)・緊急輸送体制の整備(46)・孤立地区対策(47)  
災害ボランティア活動の環境整備等(48)・津波対策の推進等(49)  
津波防災地域づくりの推進(50)・民間建築物等の安全性の確保(51)  
活断層に対する土地利用の適正化等(52)・産業対策・社会づくり(53)  
県民等からの意見の聴取及び反映(54)・地震防災対策計画等の策定(55)

災害応急対策

避難及び避難場所(56)  
車両使用の自粛等(57)  
危険建築物等に関する取扱い(58)

自主防災組織の役割(59)

児童・生徒等の安全の確保(60)  
避難所運営支援(61)  
学校教育活動等の再開準備(62)

二次災害の防止(63)  
来所者等の安全の確保等(64)  
帰宅困難者への支援(65)

災害応急対策のための体制確立(66)  
情報連絡体制の確立(67)  
緊急輸送対策(68)  
応急対策の実施に係る応援等(69)  
自主防災組織等の活動支援(70)  
心のケアの対応(71)

復旧・復興対策

県民の役割(72)

自主防災組織の役割(73)

学校教育活動等の本格的な再開(74)

ライフライン関係施設の復旧(75)  
雇用の場の確保(76)

復旧・復興対策の実施(77)

県の責務及び市町村の役割